

会 議 録

- 1 附属機関等の会議の名称 平成28年度第3回美里町地域福祉計画策定委員会
- 2 開催日時 平成29年1月19日(木)午後1時30分から午後3時15分まで
- 3 開催場所 美里町健康福祉センターさるびあ館 2階 研修室
- 4 会議に出席した者

(1) 委員 笠松清委員、黒沼篤司委員、森芳四郎委員、岩瀬美津枝委員、
小西敬二委員、西城芳江委員、高橋章一委員

(2) 事務局 青木健康福祉課長、渡辺課長補佐、藤崎主幹兼社会福祉係長

(3) その他 株式会社ぎょうせい松永主任研究員

- 5 議題及び会議の公開・非公開の別

(1) 議題

・美里町地域福祉計画(案)(未定稿)について

(2) 公開区分 公開

- 6 非公開の理由

該当なし

- 7 傍聴人の人数

3人

- 8 会議資料

資料1 美里町地域福祉計画(案)(未定稿)

- 9 会議の概要

(1) 会議録署名人 小西敬二委員、高橋章一委員

(2) 詳細な意見(発言者氏名及び発言内容の詳細な記録(全文筆記))

事務局(青木課長) 皆様、大変ありがとうございます。委員の皆様方お揃いでございますので、平成28年度第3回美里町地域福祉計画策定委員会を開会させていただきます。

初めに、黒沼会長よりご挨拶並びに進行の方よろしく願いいたします。

黒沼会長 皆様お疲れ様でございます。それでは、開会させていただきます。

初めに、会議録署名人の選任ですが、いかがいたしましょうか。私から指名してよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

黒沼会長 それでは、森委員さんと高橋委員さんをお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。

事務局(渡辺) 森委員さんにつきましては前回第2回目のときに署名人に選任されております。

黒沼会長 わかりました。

それでは、森委員さんがこの前、第2回の署名人でしたので、小西委員さん、お願いしてよろしいでしょうか。

小西委員 はい。

黒沼会長 よろしくお願いいたします。

それでは、森委員さんから小西委員さんに変更させていただきまして、小西委員さんと高橋委員さんに会議録署名人をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、3番目、協議事項に入らせていただきます。

美里町地域福祉計画（案）（未定稿）について、資料1であります。事務局よろしくお願いいたします。

事務局（渡辺） お疲れさまでございます。事務局の渡辺です。今年もどうぞよろしくお願いいたします。

着座にて説明させていただきます。

先週になりますが、事前に今日の資料を配付させていただいておりますが、皆さん、お持ちいただいておりますでしょうか。さらに、前回の委員会において依頼のありました町民向けアンケート調査の対象者内訳及び集計値の詳細につきまして、1月5日付けで送付させていただいております。

本日の説明資料の計画（案）（未定稿）ですけれども、前回ご説明した箇所につけ加えているところ、肉づけしているところを先にご説明申し上げます。

ページで言いますと3ページ目でございます。

計画の位置づけということですが、前回は、この3ページのちょうど半分ぐらいの記述でしたが、ちょっとわかりづらいところもございましたので、社会福祉法の具体的な内容につきまして、ここに少しつけ加えさせていただいております。策定委員会に対しまして計画の策定をお願いしている根拠となる説明箇所が3ページ目となります。

お開きいただきまして、（2）として、地域福祉活動計画の欄を新しく追加させていただいております。ここでは、理念やしきみを定めることとなります地域福祉計画に対して、それを実現するための実践計画というものがあるというところをもう少し詳しく記載をさせていただきます。町の理念計画に対して、地域福祉を実際に動かしていく実践計画というところ、社会福祉協議会が中心になってやっているというところ。ここは、社会福祉協議会が策定した計画に基づいて実践しているんだということをもう少し詳しく記載させていただいております。

5ページ目につきましては、（3）といたしまして、町の地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係ということ、あえてもう少し詳しく記載をさせていただきます。

さらに、（4）といたしまして、町で策定しております総合計画や分野別計画、宮城県地域福祉支援計画、また、町社協が策定しています地域福祉活動計画との関係につきまして、それぞれの互換性について図表化させていただき、わかりやすく記載させていただきます。

それから、ページで言いますと7ページの下のところでございます。アンケート調査の実施の調査概要の箇所になりますが、抽出方法等実際に行った内容に修正、追記させていただきます。

8ページ目以降ですけれども、統計の数値の誤記載がありましたので正しい数値に訂正をさせていただきます。

第4章、ページで言いますと29ページのところまでお示しさせていただいたところです。施策の展開以降について、前回、まだ御提示できなかったところになります。

今回新たにお示しさせていただきました箇所につきましては、ここの30ページ以降に、アンケートの部分での現状分析等を踏まえた上で、現状と課題、それから施策の方針、展開という形で、大きく基本目標1から4までの4つに分けて、それぞれ現状と課題、方針、展開という形で記載させていただいたところでございます。ここの箇所が前回の委員会に御提示していない箇所になりますので、かいつまんで御説明させていただきたいと思います。

まず、30ページ目の基本目標1でございます。住民一人ひとりが築く、助け合いの地域づくり、としてございます。

1-1といたしまして、地域福祉活動に対する理解の促進でございます。

現状と課題につきましては、少子高齢化、価値観や多様化、地域のコミュニケーションの不足などを背景に地域での関心が低下しているということで、地域で安心して暮らし続けられるようにするには、お互いの権利、価値観を認め合いながら相手を尊重し、思いやる心を育んでいく取り組みが必要であるということでございます。

そのためには、あらゆる機会を通じまして、啓発並びに協力等を進めながら、お互いが尊重し合える、支え合える、そういう関係を築いて、住民一人ひとりが地域福祉の主演となり、身近なところから地域を住みよくしていく活動が求められるということでございます。

また、地域福祉を進める上で、住民の皆さんの参画の必要性が高まっており、また、高めていかなければいけないということもございますが、現状としては、その参加は、年齢層が非常に高くなっておりますので、その中に若い皆さんの参加も一緒になって進めていくというところを、問題意識として認識し、その問題意識を行動に変えながら、地域の力としていくことが求められているということでございます。それらのためのきっかけづくりが必要だということも記載してございます。

施策の方針でございます。

4つの項目がありますけれども、まず1つ目、地域福祉に関する情報の広報・啓発に努め、地域で支え合うための交流活動、地域での支え合い・助け合い活動を促す福祉意識の醸成を図りますということでございます。

2つ目、地域福祉について理解と関心を深めて、身近なところで困っている人に思いやりの心を持って接することができるように、学校での教育や身近な地域の中での福祉について学習する機会、福祉教育・人権教育に取り組みますということでございます。

3つ目、地域との関わりの大切さについての理解を深めて、自らが地域を構成する一人であるという意識とともに、地域における活動への積極的な参加を促進しますということです。

4つ目、いろいろな機会を通じて地域福祉への活動に参加するきっかけを進めまして、参加促進を図っていくということございまして、以上4つ掲げてございます。

さらに、これらの施策を展開していくために、地域福祉に対する意識の醸成、福祉教育の充実、人権教育の充実、地域福祉活動への参加促進ということで、4つに分けて

掲載をしております。

まず、1 - 1 - 1 地域福祉に対する意識の醸成でございます。

施策の方針と表現が同じですが、福祉意識の醸成を図っていくということがまず1点。次に、世代、性別、障害の有無等々に関係なく、交流の機会を提供しながら、さまざまな機会を通じて、お互いに助け合い支え合う、福祉の意識を醸成していくというのが2つ目でございます。

1 - 1 - 2 福祉教育の充実でございます。

1つ目としまして、小中学校からの福祉教育を推進するほか、生涯学習の場等を活用しながら、あらゆる機会を通じて福祉の教育を推進していくということでございます。

2つ目が、児童生徒の豊かな人間性、社会性、地域への愛着を育むために、学校・保護者・地域、それぞれが協働して、地域での活動、ボランティア活動等の体験活動に取り組むなど、小中学校での福祉教育の充実を図っていくということ。これが2つ目でございます。

1 - 1 - 3 人権教育の充実でございます。

性別等、障害の有無等々、それらにかかわらず、全ての人の人権を尊重していくための人権教育、啓発を推進していくというのが1つ目です。

次に2つ目、家庭や地域、職場において、男女共同参画の意識づくりを進めるとともに、仕事と生活の調和の実現に向けた啓発を行うというのが2つ目でございます。

3つ目、インターネット掲示板の書き込み等、社会の情報化に伴う新しい人権の侵害についても、さまざまな機会を通じて啓発を行うというのが3つ目でございます。

次に、1 - 1 - 4 地域福祉活動への参加促進、2つ記載してございます。

地域福祉への意識が深まるよう、広報紙、ホームページ等々を活用し、自治会、ボランティア団体、社会福祉協議会等の活動に関する情報を住民の皆様幅広く提供し、理解を深め、地域福祉活動への参加を促進しますというのが1つ目でございます。

次に、2つ目、地域の生活課題を共有・解決する機会とともに、健康づくり、防災活動、地域行事等いろいろなきっかけを通じまして、福祉活動の担い手の積極的な参加・参画を促進するというのが2つ目でございます。

32ページでございます。

1 - 2 住民同士の顔の見える機会・交流づくりです。

まず、現状と課題でございます。

主体的に地域の活動、交流等に皆さんが参加できるような活動の拠点をつくとともに、その地域での活動に皆様方が参加し、そして充実することに努めて、住民が、皆さんが参加できる積極的なかかわりを持つというような支援、そういうものが必要であるということを記載してございます。

また、その方々のつながりをさらに広げていくために、地域で皆様が出会って顔見知りになるという、そういう行動がさらに必要であり、そのために、地域の中で気軽に参加できる交流の場、そういう場の整備等を進めて、お互いの悩みを相談し合えるような、そういう関係づくりの取り組みが必要であるというのが現状と課題でございます。

次に、施策の方針でございます。

だれもが参加でき、継続して取り組める交流機会づくりを進め、住民同士の顔の見える機会・交流に関する情報の提供に努めていくというのが1つ目です。

2つ目、既存の資源を有効に活用して、住民同士の活発な交流活動の展開を推進していくとともに、さまざまな人が気軽に集うことができる活動拠点づくりに取り組んでいくということが2つ目でございます。

次に、施策の展開でございます。大きく3つ記載しております。

まず、1 - 2 - 1 気軽に交流できる場の構築でございます。3つ掲載しております。さまざまな考えを持っている一人ひとりの問題を受けとめながら、日ごろから相談できる住民同士の関係づくりの場を増やしていけるように、地域の身近なサロン活動等の地域活動に意識的に取り組んでいくということが1つ目です。

2つ目です。交流を促進するために、地域団体等が行う交流活動につきまして、情報の発信、既存施設の活用など必要な支援を行うとともに、町が主催するもの及び共催するもの等々、イベントや行事につきましてだれもが気軽に参加できるよう、企画、実施に配慮していくというのが2つ目でございます。

3つ目、地域における高齢者等との交流の場やボランティア団体の活動する場を確保して、地域での助け合いの意識の醸成に努めるとというのが3つ目でございます。

大きな2つ目、1 - 2 - 2 子育て家庭の交流促進でございます。

まず、1つ目が、安心して出産・育児に臨めるよう、子育て家庭の親同士の交流の場、それから乳幼児の親同士の交流の場等々、開催や周知に努めて、子育て家庭の交流、触れ合い等の促進を図るということでございます。

次に2つ目です。地域子育て支援センターでの相談、それから親子で参加できる行事、遊び等々の体験の活動を通じて、子育て中の家庭の交流機会の充実を図るということでございます。

大きな3つ目です。1 - 2 - 3 多世代交流の促進でございます。

世代間の隔たりや居住年数の長さ、そういうものに関係なく、多くの住民の方々の交流が実現できるように、その機会の確保に努めるとというのが1つ目。

2つ目として、地域の団体間のつながりを深めて、多世代交流につながる活動や団体間の連携について検討していくということが2つ目でございます。

続きまして34ページになります。

1 - 3として、支援を必要とする人の把握・支援につなげる体制づくりでございます。

まず、現状と課題です。地域の皆様と交流を促して、誰もが地域の中で主役になって参加できるように、さらに積極的な関わりを持って、それぞれの活動の幅がさらに広がるような取り組みが必要であり、特に、制度の狭間にあってサービスの利用が難しい方、家族との関係に問題がありサービスの利用に結びつかない方等々について、困りごとが表に出たとき、表面化したときに、症状が重くなっていたり、あるいは課題が複雑化しているということが考えられますので、身近な地域での見守り、声かけなどの福祉活動を通じて、早い段階からの把握に努めて、支援につなげる体制づくりが求められているということでございます。

施策の方針といたしまして、まず、見守り・声かけ等、だれもが参加しやすい活動を

通じまして、多様な主体が地域福祉活動へ参加するきっかけを推進するというのが1つ目でございます。

2つ目として、身近な地域福祉活動を通じ、地域の困りごとを抱えている人々の早い段階での把握に努めて、早い段階での支援というものにつなげる取り組みを進めるというのが2つ目でございます。

続きまして、施策の展開でございます。

1 - 3 - 1 多様な主体による見守り・声かけの推進として2つ掲げてございます。

まず、地域の誰もが参加できる見守り・声かけを推進して、地域福祉活動の担い手として活動への参加を促進するというのが1つ目です。

2つ目として、地域福祉活動や民生委員・児童委員の活動、安否確認の協力による見守り活動をはじめ、多様な主体による見守りや声かけを推進するということでございます。

続きまして、1 - 3 - 2 地域で支援を必要とする人の把握・対応でございます。

小地域活動をはじめ、民生委員・児童委員や地域団体の活動と連携しながら、身近な活動から支援を必要とする人を早い段階で把握することに努めるほか、必要な支援につなぐ体制づくりへ向けて、町、社会福祉協議会、関係団体等が連携して取り組むということでございます。

基本目標2としまして、住民、関係団体、町による協働の地域づくりでございます。

2 - 1 地域福祉活動を支える人材・団体の育成でございます。

まず、現状と課題でございます。

少子高齢化の進行などによりまして、身近な地域で起こるいろいろな課題、困りごと、それを解決していくための住民同士の身近な支え合い、助け合いといった地域福祉活動については、今後ますます重要になってくるということでございます。そのために、住民の方はもちろんですが、町、社会福祉協議会、地域団体、福祉事業所等との相互の協力が不可欠であり、地域福祉活動の活性化を図るために、活動の中核を担います福祉人材や福祉活動団体の育成・確保、このことが引き続き求められるということでございます。

続きまして、施策の方針でございます。3つ記載してございます。

地域福祉活動の一層の活性化を図るために、それらを担う人材・育成を推進するとともに、地域での団体の活動を支援するというのが1つ目でございます。

次に、地域における豊かな知識、経験、技術等々を有する人材をさらに発掘いたしまして、地域活動への参加、それからいざというときのための協力体制の構築を目指していくというのが2つ目でございます。

次に、若い世代、元気な高齢者等々、これまで関心が低いと思われる住民の方々や、新たな担い手として期待される住民の方の地域への参加を促進して、活動の活性化を図るというのが3つ目でございます。

続きまして、施策の展開でございます。3つ掲載してございます。

まず、2 - 1 - 1 ボランティアの育成でございます。

地域福祉活動の中心的な役割を担うリーダー、それから活動団体のさらなる育成に努めますというのが1つ目。

次に、住民のボランティアに対する理解、基本的な技術の習得に向けまして、地域の福祉課題などに対応した専門性の高い研修など、学習機会の内容の充実を図るとというのが2つ目でございます。

次に、地域福祉の推進のため、多様な人材の育成とともに地域に存在する住民の多様な経験、能力の発掘、活用に取り組むというのが3つ目でございます。

次の36ページをお開きください。

2 - 1 - 2 地域活動団体への支援でございます。

地域活動団体の地域福祉活動に対する関心を高めて理解を深めるように、広報、啓発を行うことが1つ目でございます。

次に、その継続的かつ安定した活動を促すために必要な支援を行うことが2つ目でございます。

3つ目、ボランティアセンターの活動、これを支援するとともに、地域活動団体間の連携を図るなど、地域福祉活動の活性化、これを図っていくというのが3つ目でございます。

続きまして、2 - 1 - 3 高齢者・若者等の地域福祉活動への参加促進でございます。2つ記載してございます。

地域への行事、イベント等を通じまして、地域や福祉課題への関心を促し、将来の担い手として期待される若い世代、それから元気な高齢者の方々等の地域福祉活動への参加を促進するというのが1つ目です。

次に、性別や年齢にとらわれることなく気軽に参加し、さらに継続できる地域福祉活動や活動に向けた学習の機会、機会づくりを進めるというのが2つ目でございます。

続きまして、37ページでございます。

2 - 2 地域福祉ネットワークの構築でございます。

まず、現状と課題でございます。

福祉課題、これは多様化・複雑化しておりまして、個人、地域、団体、どこに相談すべきか非常にわからないような問題が今、内在化あるいは問題が多くなっているということで、いわゆる自助・互助・共助だけでは解決できないような場合も考えられるということでございます。

また、小地域福祉活動での課題や情報を共有し、必要な支援やサービスへつなげていくためには、関係する組織や団体、機関との連携を強化し、重層的なネットワークの構築による、新たな支え合いのしくみが必要となっております。

そのため、町や社会福祉協議会だけではなくて、住民、ボランティア団体等さまざまな関係する皆様方がそれぞれの役割、それを担って自立した活動に取り組んでいただくとともに、それら相互に連携を深めて、住民の必要なサービス、それから支援を総合的に提供できる包括的な支援体制の構築に向けて取り組む必要があるということで記載させていただきます。

続きまして、施策の方針でございます。

地域の主体的な活動を一步ずつ推進していくために、身近な交流・支え合いの機会づくりを進めるとともに、定期的な意見交換の場、それから団体間の情報・課題共有を図る体制を構築するというのが1つ目でございます。

次に、地域での活動団体をはじめ、民生委員・児童委員、さらには保健・医療・福祉の専門機関と町、社会福祉協議会等さまざまな方々の連携で、日常的な見守りからの確な福祉サービスの提供までを包括的な支援体制によって提供していくというのが2つ目でございます。

続きまして、施策の展開でございます。

まず、2 - 2 - 1 課題の共有・解決のしくみづくりでございます。

地域での状況につきまして把握できるように、民生委員・児童委員のさらなる活動をはじめ、社会福祉協議会による地区での情報交換会等を通じまして、これまで同様、引き続き地域の福祉課題の把握に努めるということが1つ目です。

2つ目、小地域活動で把握したニーズや情報・課題を地域の団体、組織間でお互い共有するとともに、課題の解決に向けまして、地域での支援のほかに専門機関等、公的な支援につなぐ仕組みを構築するというのが2つ目でございます。

38ページです。

2 - 2 - 2 関係機関の連携・包括的な支援体制の構築です。2つ記載しております。

住民主体の課題解決力の強化に向けまして、町、社会福祉協議会、民間の多様な主体がそれぞれ協働しながら役割を果たすとともに、連携を図っていくというのが1つ目です。

次に、国等の動きを踏まえながら、地域包括ケアシステムなどを着実に進めつつ、こうした包括的な支援体制の適用をさらに広げて、全世代・全対象型地域包括支援体制の構築に向けて検討を進めていくというのが2つ目でございます。

下の図表につきましては、厚労省の地域力強化検討会の資料でございます。

続きまして、基本目標3です。保健福祉サービスの充実とだれもが活躍する地域づくりでございます。

まず、3 - 1 保健福祉サービスの利用支援です。

現状と課題でございます。

早い段階から相談、支援等につなげていけるよう、必要な住民サービスが必要な方々に対して適切に利用できるように支援するとともに、住民の方々の多様なニーズに応えるために必要なサービスを必要なタイミングで支援をしていく必要性があるということです。

続きまして、施策の方針でございます。3つ記載しております。

障がいの有無や日本語の理解度、そういうものに関係なく、相談窓口やサービスに関する情報を受け取ることができる体制を整えて、適切にサービスの提供と利用の促進を図るということが1つ目。

次に、サービスの質の向上を図るために、サービス提供事業所への指導を行うとともに、苦情処理からサービスの質の向上につながるしくみづくりをめざすというのが2つ目でございます。

次に、住民に必要とされるサービスや支援を把握するとともに、地域で暮らしていくために、地域課題に即した必要な在宅支援の充実をめざすというのが3つ目でございます。

40ページになります。

施策の展開、3 - 1 - 1 わかりやすい情報の提供でございます。

まず、保健福祉サービスをはじめ、地域福祉に関するさまざまな情報が多くの住民の方々にわかりやすく、適切な手段で入手することができるように、なお一層配慮していくというのが1つ目です。

次に、住民の方々が希望する情報の内容、情報を得る手段につきましては、住民によって違っていることを踏まえて、だれもが適切に情報が得られるよう配慮し、利用者の価値観に立った情報提供に努めるとというのが2つ目でございます。

3 - 1 - 2 相談体制の充実でございます。

町の窓口をはじめ、身近なところで気軽に相談できる場として、社会福祉施設等が地域の相談窓口、情報提供の役割を果たすなど、社会資本と地域の連携を図っていくというのが1つ目。

次に、必要なときに相談に応じられるように、制度やサービスにとらわれることなく総合的に対応できる相談機能、そういった情報提供の充実を図っていくというのが2つ目です。

次に、民生委員・児童委員や各種専門相談員など、住民への相談活動を行う人が適切な相談、情報提供ができるように、知識、技術等の習得を支援していくことが3つ目でございます。

3 - 1 - 3 福祉サービスの質の向上でございます。

住民が自ら希望する福祉サービス等を選択して利用できるよう、サービス提供事業者によるサービス情報提供に努めるとともに、サービス提供事業者の研修、人材確保を支援いたしまして、サービスの質の向上に努めるとというのが1つ目。

次に、福祉サービスの質の向上につながるよう、苦情の申し出がしやすい関係づくりを進めるとともに、利用者等に対して、苦情解決制度を周知するなど苦情解決体制の充実を図っていくというのが2つ目です。

次に、保健・医療・介護・福祉の連携、サービス提供事業所間の連携を強化して、きめ細かなサービスの提供をすることができる総合的なサービス供給を図るとということが3つ目でございます。

3 - 1 - 4 新たな支援やサービスの検討でございます。

各種相談窓口や地域での生活課題、さまざまなニーズ、多様なニーズを把握しまして、新たな支援やサービスの創出に向けた検討を進めるということでございます。

41ページです。

3 - 2 地域での自立支援でございます。

まず、現状と課題でございますが、高齢化の進行とともに支援を必要とする方が増えることが予想される一方で、豊かな知識・技術を持った多くの高齢者が地域の構成員になっております。高齢者自身の健康保持や生きがいづくりの観点から、こうした活力を地域において生かしていくことが期待されているところでございます。

また、障害のある方の雇用機会の確保も求められておりまして、情報提供も含めた多様な支援が求められております。

一方で、生活保護の受給世帯につきましては、全国的にも増加傾向でございまして、貧困がその子どもにも連鎖することが懸念されている状況でございます。平成27年4月

より生活困窮者自立支援法が施行されておりました、障がいや病気、介護、育児、多重債務等々、いろいろな理由によりまして生活に困窮している方々を、町、相談支援、就労支援、子育て支援などの専門機関と地域の連携により、支えるための枠組みができ、今後は公的な取り組みとともに、地域での支援が不可欠になっている状況でございます。

本町におきましても、多様な理由による生活の困窮状態から、自立に向けた支援等につなぐための取り組みが求められております。

施策の方針として、3つ掲載してございます。

高齢者及び障がいがある方々の自立、社会参加につながる雇用に向けた支援に取り組みますというのが1つ目。

次に、住民の方が健康で生きがいを持てることも、住み慣れた家庭や地域生活を送るために重要であるということ踏まえまして、健康づくり、生きがいづくりに取り組みますというのが2つ目。

次に、生活保護受給者への適切な支援を行うほか、地域、民生委員・児童委員、宮城県北部保健福祉事務所等々と連携をいたしまして、生活困窮者自立支援法に基づく地域から支援の必要の方々の把握とともに、必要な支援につなぐ取り組みを推進するということが3つ目でございます。

続きまして、施策の展開でございます。

3 - 2 - 1 高齢者や障がいのある人の雇用促進ということでございます。

まず、それらの方々の自立に向けた取り組みの一環として、宮城県北部保健福祉事務所と連携しながら、相談支援や情報提供を行いまして、就労支援を行うというのが1つ目です。

次に、障害福祉サービスにおける就労支援サービスの供給量の確保に努めますというのが2つ目でございます。

42ページをお願いいたします。

3 - 2 - 2 生きがいづくり・健康づくりを通じた地域力の向上でございます。2つ掲載してございます。

まず、生きがいづくりや健康づくりに積極的・継続的に取り組めるよう、活動を推進する人材や地域で自主的に活動を行うグループの育成等を通じまして、生きがいづくり・健康づくりを推進するというのが1つ目でございます。

次に、地域での行事、生涯学習やスポーツ活動等の機会を活用いたしまして、多くの住民の方が生きがいづくりやさまざまな地域での福祉活動へ参加できるように努めるというのが2つ目でございます。

3 - 2 - 3 生活困窮者への支援でございます。

生活困窮者自立支援法に基づきまして、地域、民生委員・児童委員、宮城県北部保健福祉事務所等と連携しまして、生活困窮者の生活実態の把握に努めるとともに、自立を促すための制度の活用を促進していくということでございます。

43ページでございます。

基本目標4でございます。だれもが安全・安心に暮らせる地域づくりでございます。

まず、現状と課題でございます。

だれもが利用しやすい施設の整備や改修等努めておりますが、施設等に行くまでの公共交通機関を利用することが困難な障がいのある方、高齢者の方が多く存在している現状にあります。

障害者差別解消法では、物質的なバリアがある中でも可能な限りバリアを障がいのある方の求めに応じた配慮をするよう規定されてございますが、住まいの段差解消、リフォーム事業の助成、福祉機器等活用しても、全てのバリアを取り除くことは難しい状況でございます。

そのため、障がいの有無や年齢等々に関わらず、安心して暮らすことができる福祉の充実したまちづくりを進めるために、可能な限りバリアを取り除きつつ、ともに暮らす方々の支え合いを通じて、バリアを越える取り組みが求められているということでございます。

続きまして、施策の方針でございます。

まず、公共施設における段差の解消等を進めるほか、ともに暮らしていくという福祉意識の向上を図りまして、支え合い等によるこころのバリアフリー化を進めるなど、人にやさしいまちづくりを進めるというのが1点目。

次に、公共交通の利便性を高めるとともに、よりきめ細かな移動手段となる民間サービスの提供について支援するというのが2点目でございます。

続きまして、施策の展開でございます。4 - 1 - 1 公共施設等のバリアフリー化の推進でございます。

まず、公共施設や住宅等の物理的な障壁を解消し、だれもが暮らしやすい社会になるよう取り組んでいくということが1つ目です。

次に、住民が高齢者、障がいのある方、子育て家庭等が地域で困っている場合、積極的に手助けすることができるように福祉意識の向上を図り、地域での支え合い、助け合いによるこころのバリアフリー化に取り組んでいくというのが2つ目でございます。44ページでございます。

4 - 1 - 2 住民の移動手段の確保でございます

まず、住民バスやデマンドタクシー等の運行を継続し、移動に困難を抱える交通弱者などが移動しやすく、効率的な運行形態等についての検討を進めて、移動手段の確保に努めていくというのが1点目です。

2つ目として、住民ニーズに応じ、障害者等のタクシー利用支援や民間によるきめ細かな移送サービスの提供を支援するというのが2つ目でございます。

続きまして、4 - 2 権利擁護体制の強化でございます。

まず、現状と課題でございます。

福祉サービスの利用にあたりましては、利用者自らの意思で契約をする必要がある現状ですが、認知機能が低下している方や、知的、精神の障害等で判断能力が不十分な方につきましては、契約行為ができないといった理由で福祉サービスが受けられない状況になったり、詐欺等の消費者被害に遭うおそれもあるような状況でございます。こうした方々が権利侵害されることなく、最大限に意思が尊重され、地域で自立した生活が送れるよう支援をする、権利擁護の充実が求められている現状でございます。

また、児童虐待、障がいのある方、高齢者への虐待を防ぐための関係法律には、それ

それ虐待を発見した方の通報義務について規定がございます。住民の虐待や暴力を発見したときは、すぐに窓口に通報や相談をする、そういうような意識を高めつつ、被害を未然に防ぐため、地域での支援や見守りを強化する必要があるということでございます。

続きまして、施策の方針でございます。

まず、地域や民生委員・児童委員、宮城県北部保健福祉事務所等が連携しまして、生活困窮者への自立を促すために制度の活用を促すとともに、子どもや高齢者、女性などに対する虐待や暴力を根絶するということが1つ目です。

次に、認知症等によりまして、判断能力が乏しくなった人の財産や金銭の保護を支援するということが2つ目でございます。

続きまして、施策の展開でございます。

まず、4-2-1 権利擁護の利用促進でございます。判断能力が低下した方の財産や金銭の管理を支援するために、まもり一歩、それから成年後見制度の普及に努めまして、体制の整備とともに制度の周知、利用促進を図るというものでございます。

続きまして、4-2-2 虐待・DVの早期発見・早期対応についてでございます。地域において子どもや高齢者などに対する虐待、配偶者や内縁関係の間で起こる家庭内暴力を防止するとともに、その早期発見や問題解決を図るために、啓発の強化や地域の見守り活動等の促進を図るということでございます。

続きまして、4-2-3 認知症施策の推進でございます。認知症に関するさらなる啓発を行うとともに、地域の協力のもとに認知症サポーターの養成や見守り活動に取り組みまして、権利侵害の早期発見をはじめ、認知症の方や家族への支援や居場所づくりなどの取り組みを強化するということがございます。

46ページでございます。

4-3 地域における防災・防犯対策の推進でございます。

まず、現状と課題でございます。大雨等による自然災害や大規模な地震災害が多発しているなか、地域での防災意識が高くなっており「地域の人々の命も暮らしも守る」ためには、ふだんから地域住民同士の支え合い、助け合いを基礎とした地域における取り組みを推進することが重要となっております。一方で、近年家族や近隣住民との関係が希薄な高齢者を対象とした悪徳商法のような犯罪や子どもや高齢者の交通事故などが増加していることから、地域ぐるみで犯罪や事故を防ぐ取り組みが必要となっております。

続きまして、施策の方針でございます。平常時におきましても、災害時におきましても、一人ひとりの生活の基盤は地域であることを踏まえまして、防災、防犯、交通安全対策につきまして、住民の方一人ひとりが意識を高め、住民、地域、町が協力いたしまして、安心・安全なまちづくりを推進していくということでございます。

続きまして、施策の展開でございます。

4-3-1 避難行動要支援体制の整備でございます。まず、災害対策基本法の改正によりまして、要支援者名簿の作成が義務化され、要支援者名簿の作成、名簿を活用した情報の提供、情報管理等、避難行動要支援体制を整備するということが1点目です。

次に、要支援者の状況を把握しています自主防災組織、民生委員・児童委員等々関係

団体の皆様とも連携をしながら把握し、ふだんから交流することで、地域での総合的な取り組みを推進するというのが2つ目でございます。

続きまして、4 - 3 - 2 防犯・交通安全対策の推進でございます。

まず、地域における防犯意識を高めるために、広報での啓発活動に努めるほか、警察や関係団体の連携のもと、防犯パトロール等防犯活動を支援するというのが1点目。

次に、関係機関と連携いたしまして、消費者被害の実態や防止方法等の啓発に努めるとともに相談体制の充実を図りまして、被害に遭遇した場合には、その救済のための支援に取り組むというのが2つ目です。

次に、子どもの自転車の安全運転、高齢者の交通事故の被害、高齢者が運転する自家用車による交通事故に巻き込まれないように、交通安全運動について推進するというのが3つ目でございます。

続きまして第5章計画の推進でございます。

大きく三つに分けております。まず、(1)計画の周知・啓発でございます。

この計画でお示しする基本理念、取り組み等につきまして、住民の皆様へ周知を図り、地域における主体的な活動を促進するという、また、広報紙等を活用しまして、計画の周知・啓発を行って、地域福祉の推進に向けた意識の向上を図っていくということでございます。

次に(2)計画の推進と進捗の確認でございます。この計画の推進にあたりましては、国の福祉制度改革の動向を見極めていながら、関連計画を策定している関係課等との連携を図りまして、住民・社会福祉協議会・町とともに計画の進捗確認を行っていくということでございます。

また、本計画は、町の総合計画における地域福祉に関する施策を具体化する計画でございます。関連する分野別計画や地域福祉活動計画、地域福祉を推進するための考え方や方針を共有していく必要があるということでございます。そのために、関連計画の推進等に当たりましては、地域福祉の理念や地域福祉の推進がより効果的に展開されるよう整合を図っていくということでございます。

次に(3)でございます。社会福祉協議会との連携ということで記載しております。社会福祉協議会につきましては、社会福祉活動を推進することを目的とした民間組織であり、地域の互助・共助の力を高めていく社会福祉協議会の役割は非常に大きいものであるということでございます。

そのために、社会福祉協議会、町、この2つのパートナーシップのもとに、きめの細かい地域福祉活動を展開することが重要である記載してございます。

私の方から一通り御説明をさせていただきました。以上でございます。

黒沼会長 今、事務局から説明いただきました。

非常に長い説明になりましたけれども、何かございますでしょうか。

どうぞ。

森委員 第5章の(2)の計画の推進と進捗の確認ですけれども、その中で、この計画そのものは、でき上がった時点でモデル地域の設定とか、それを検証する何かを設けるつもりはあるのでしょうか。進捗確認を行っていきますということなんですけれども、どこか地域を設けて達成度みたいな検証をするのかどうなのか。

事務局（渡辺） お答えしてよろしいでしょうか。

ここでこのような表現をしているという背景でございますけれども、まず、社協さんではだいぶ前から実践するための地域福祉活動計画をお持ちでございます。第1回目の策定委員会でもご説明したとおり、町が策定すべき地域福祉計画がないという、非常に恥ずかしい状況でございます。したがって、今回初めて町が地域福祉計画を策定するというところでございます。

地域福祉計画がないと言っても、現実的には事業を展開し実施しております。そういう中で、社協さんとのつながりといいますか、一緒にやっているつもりではいるんですけども、なかなかそれがうまくみ合っていない部分が少なからずある状況となっております。社協さんからもそういったご意見をいただいております。どこかの地域を選定するというのではなくて、社協さんとの結びつき、あるいはここでせっかくこういう計画をつくっていき、計画の進捗も含めて、あるいは社協さんの活動計画もでございます。それらを一緒になって進めていくというところの部分で、あえてこういうような書き方をしているというところでございます。

黒沼会長 よろしいですか。

そのほか何か。

小西委員さん、お願いいたします。

小西委員 実践することがすぐできるようなものは実践していったほうがいいと思うんですが、45ページの一番最後、4-2-3 認知症施策の推進となっております。これは私、非常に賛成なんですけれども、この冊子の13ページの図表に、認知症高齢者数の推移というのが一番上に載っています。これはどうやって把握したのかなと私は感心しながら見ていたんですけども、これを見ると、昨年で818人です。少し減っているんです。その前は840人ですから。10%ちょっとということは10分の1ということです。だから、お年寄りの10人に1人は認知症になっているということですかね。これは、要は、総人口は減っているにもかかわらず高齢者は増えているわけですから、9ページでもわかるように、この認知症の老人は、私もその一人ですけれども、ますます増えていくと思うんです。

それで、45ページで言っている施策の推進は大賛成なんです。私、違う場所でも提案したことあるんですが、それで、ぜひお願いしたいのは毎年実施している町民健診であります。あそこで無理なら、次の日でもいいんですけども、簡単なスクリーニングというか、保健師さんがたくさんいらっしゃるわけですから、あまりお金を掛けないでできると思うんですが。希望者だけでもいいですから。高齢者世帯が多くなっているんです。そうすると、私自身も含めて言いますと、2人で毎日暮らしていると、お互いに初期の認知症高齢者になっているんじゃないかと思うことあるんです。私なんか明らかにこの年になって思うんですが、そういうふうに簡単なテストをしてもらって、ちょっとこの人は精密検査受けたほうがいいなというときは幾つかの専門の機関を紹介して、専門機関に行って詳しく調べてもらったほうがいいですねという、そういうことをぜひやってもらいたい。余りお金が掛からないでできるんじゃないかなというふうに思います。ぜひお願いします。

それから、もう一つ、これ実感として感じたことですが、高齢者に対するサー

ビスをしていただくというのは、私もその一人として大変うれしいことなんですが、こういうこと言うのはちょっと、自分ばかり良い格好してと言われそうなんですが、高齢者に対する過剰なサービスも私はあるような気がするんです。

具体例を上げますと、77歳の高齢者に私、おとし、去年かな、なったとき、全員に現金で1万円配るんです。私びっくりしたんです。この財政厳しい折、77歳の人に全員に1万円配るといのは、これは典型的なばらまきじゃないかと思うんです。

高度成長時代の年々税収が右肩上がりになった時代ならともかく、今の時代、77歳、男性の平均寿命というのが80歳になりました。80歳になった時代に、77歳に1万円配るといのは、私、それはもっと有効に使うべきだと思うんです。私辞退しますからと言っても、そんなこと言わないでもらってくれと。こちらの事務の担当が困ると言うから、しょうがなくもらっていますが。それ、どこかまちづくり推進委員会に行き聞いてきてくださいと。手続とりましたけれども。

やっぱりこれは、私、甚だしい時代錯誤だと思うんです。これは50年も60年も前の話ならいいですけども、今そういう時代に、平均寿命が80歳のときに77歳の人に現金を、そのお金あるなら会合を開いて、お弁当をあげて、お土産まで用意するんです。私、今やそういう時代ではないと思います。あれは私、廃止すべきじゃないかなというふうに思いました。

その係にちょっと聞いたら、毎年それに600万円かかりますと。600万円もかかっているし、中学校のプールも震災前からほったらかしにしてペンペン草生やしているのに、それをほったらかしておいて、そういうのは貴重な予算の使い方の間違いではないかと私思います。仙台の知り合いに聞いたんですが、仙台市はどうなのと聞いたら、大昔は100歳の人に100万円やった時代もあったけれども、多分恐らくそれは昭和20年代後半から30年代初めだと。今は100歳の人に1万円だか10万円だかで、それ以外は一切高齢者に対するそういうのはないと言っていました。だから、それをぜひ検討していただきたい。600万円を10年やったら6,000万円になります。そうなればプールだって直せるし、あるいはその分、人手不足の健康福祉課の人員を増やすこともできるし、あるいは施設設備や備品をたくさん購入することもできる。そうすると、もっと多くの人に有効に活用できると思うんです。そういうことをぜひお願いしたいと思いますが、もし事務局でそれについての感想といいますか、何か事情があれば、お聞かせいただきたいなと思います。

事務局（青木課長） 地域福祉計画の中では触れてはいないんですけども、敬老事業の分野で申しますと、見直しすべきということできいろいろと検討させていただいておるところでございます。いろいろなご意見を各方面から頂戴しておりまして、引き続き具体的な施策の中で検討、対応していきたいと思っております。

黒沼会長 よろしいですか。

そのほか何かありますか。

西城委員 すみません。勉強不足なので教えてください。

3ページの地域福祉計画の中に、「顔の見える関係づくり」「ともに生きる社会づくり」と、これはどこに、この社会福祉法の中に出てくるんですか。

事務局（渡辺） 「顔の見える関係づくり」と「ともに生きる社会づくり」ですか。

ちょっとお待ちください。

(株ぎょうせい(松永) 3ページのところでは、前回いわゆる地域福祉計画の中のサービスもそうですけれども、アンケートの中で出てくるサービス、結局、区別がつかない部分も多かったと思うので、今回この社会福祉法に規定されている具体的な内容の例示として、この中でそれぞれ規定されている内容のちょっと具体的なこういう取り組みの例というものをつけさせていただきました。

そして、先般質問いただきました顔の見える関係づくり、ともに生きる社会づくりというところに関して、どこに規定されているかというところでは、具体的にここの中には項目として上がってくる部分ではないんですけれども、それぞれを推進していく、実施していくための前提ということで掲載させていただいたところでございます。

例えば福祉サービスを適切に利用するためであるとか、あるいは地域における社会福祉協議会や社会福祉法の規定する事業の健全発達、これは前提としては、ともに生きる社会づくり、いわゆる公正な社会づくりのために実際に必要なサービスであるとか、そういったものを形成していくこと。

また、顔の見える関係づくりに関しては、地域福祉に関する住民の参加、いわゆる顔の見える関係をつくっていくことを前提とした取り組み、そういった考え方のもとで、文章の中に掲載させていただいたところでございます。

西城委員 わかりました。

というのは、前回これの素案とそれからアンケートの結果報告ありましたけれども、私たち、この委員の中で2冊もチェックするのは、アンケートを見て、町の課題というのが全然話し合われていないような気がするんです。一番最初するときにも、事務局の方に美里町の課題というのは何だろうねというお話をしたところ、まだ日も浅いし、このアンケートでもって見たいというお話をいただきました。

だけれども、一番の根本になる美里町の福祉の課題について、全然それが、ここで課題も共有しないまま、確かにこの計画は立派なものなんですけれども、それにすぐ入っていいものかなというふうに思うんです。やっぱり課題を共有し合って、そこから美里町の基本理念なり何なりが出てくるんじゃないかなと思うんです、順序として。だから、課題を共有した上で、この顔の見える関係づくりとかともに生きる社会づくりというのが出てきたら、美里町の地域福祉の計画はすばらしいなと思うんですけれども、そこを置き去りにしていいものかなというふうに思いました。

いろいろ私も感じているところはあったけれども、その中には、全部このくらい施策なり何なり上げれば、必要なものとかはどこかには入り込んでくるんだけれども、基本理念というものがはっきり、課題も共有をしないで、理念も検討もしないで、いきなり目標とか何かに入ってくると、やっぱり優先順位というのも出てくると思うんです。だから、どこかには何かは入っているけれども、物事を進める上では、やっぱり優先順位というのが当然出てくると思うんです。

だから、ここで説明、本当に時間をかけてしていただいたんですけれども、その前にやっぱり課題の共有というのが一番大事でないのかなというふうに思いましたけれども、いかがなんでしょうか。

黒沼会長 どうぞ。

小西委員 基本計画、1ページに出ているんじゃないですか。そうですね。美里町では、「一人ひとりが手をとりあって、ともにいきいきと暮らせるまち みさと」を基本理念とすると。これが基本理念と考えていいんですよね。違うんですか。

それと、基本理念を具体的に言うと、5ページの大変わかりやすい総合戦略、総合計画、図表で示されていますけれども、私は渡辺さんの説明、そういうふうに受けとめたんですけども、それではいけないんですか。

事務局（渡辺） 本日3回目の委員会ですけれども、これまでの3回が多いか少ないかと言われると答えられないんですが、第1回の委員会でスケジュールについてはお話しさせていただいております。今年度中、実質1年ないんですけれども、そういう中で策定いただくことになります。事務局として重箱の隅のところまで全部把握しているのかと言われると、なかなか厳しいものがあるかなと思っております。

ただ、あくまでも基本理念、しくみをつくる計画でございますので、小西委員さんおっしゃったとおり、これまでやっているつもりではございますけれども、西城委員さんがおっしゃっているところも、もちろんわからないわけではないです。

どうでしょう。ある程度、ものすごい時間があって、事業の実施計画のように一つ一つやっていくというところ、実践計画になってくると、そういう作業というのにも必要になってくるのかなとは思いますが、町の地域福祉計画を策定するにあたりまして、事務局としては順序立ててやっているつもりでございます。

理念計画を策定する際の一般的な期間等を参考にしております、通常ですとこの期間でやっていくというのがごく普通の流れではあります。

ですので、委員会当日配布ではなく、委員会開催前に、なるべく早目に、でき次第お送りしているというような流れでこれまでやってきたということでございます。

黒沼会長 どうぞ。

岩瀬委員 前回いろいろな意見を出していただいて、この美里町というのは小牛田地区と不動堂地区と南郷地区のところと地域性があるんじゃないかというふうな話もいただいて、今回まとめていただいた資料を見せていただいたときに、結構やっぱりアンケートの結果が地区によって違っているなというふうに感じるころがありました。その中で、ちょっと私は、どちらかという不動堂のことなんかも気になるなと思ったんですが、このアンケートの集計の中で22ページのところで、近所づき合いの程度といったところで、小牛田地区と不動堂地区、南郷地区と見てくると、違っているなと感じますし、不動堂地区のところ、ひとり暮らしの方を見たときになんですけれども、あまりつき合っていないがゼロと書いてあって、人数も5人しかいないんですけれども、全くつき合っていないというふうに答えている人が40%というふうなことで非常に割合が高くなっていますよね。この福祉計画では、なかなか自分からいろんな大変なことを発信できないような、ひとり暮らしであったり障害があったりですとか、そういう方々に対して、周りの方たちがみんなで支え合っていくような地域をつくるということが狙いかなというふうに考えると、西城委員さんのおっしゃったように、やっぱりこの地域で何が今問題なんだろうかというあたりをみんなで話し合う機会というのはすごく大事なことなのかということをも改めて感じたところです。計画そのも

のがというよりも、せっかく皆さんからアンケートもとって、気になったところが出たので、こういうところは気になっているよというところも、地域の皆さんと情報共有するような場面があったらとてもいいのではないかなというふうに思ったので、せっかくの調査結果なので、それを生かせるようなことをやっていっていただけたらいいなということをしごく感じます。

そして、またちょっと気になる数字のところでは、26ページのところで、困っている場合に助け合う気風がありますかといったところで、やっぱりちょっと私、ここも本当に少ないひとり暮らしの人のところを見ているからなんですけれども、6割の方が全体としてあまりない、わからないというふうな答えをしていたりというふうなことがあるので、ひとり暮らしだったり老人世帯だったりとか、孤立しがちな人たちが本当に相談できるような風土、環境ができていけるのかなといったあたりとかを、またこういうことから考えていけたらいいのかなというふうにも思うので、せっかくのこのデータを、計画だけではなくて、調査した結果、こんなことが出ていましたよと。なので、みんなで話し合う材料にしてくださいといったあたりで、例えば区長さんとか民生委員さんとか保健推進員さんとか、さまざまな地域のリーダーさんになっていただいている方々などにこの結果をお伝えするような機会をつくっていただくことによって、具体的に一人一人が考えていただくきっかけをつくることのできるのではないのかなと思うと、この本当にアンケートの結果も活用できるような仕かけをしていただけたらいいなというふうに思ったところです。

黒沼会長 ありがとうございます。

どうぞ。

笠松委員 38ページの2 - 2 - 2 関係機関の連携・包括的な支援体制の構築というところですが、今まで長い時間かけて説明していただいた中で、地域で困っていることを解消するというふうに多くのところで見えます。それで、この2番目の国の動きを踏まえながらというこの項目、これが地域の困りごとの見えないところに触れる一番活動する機関になるのかなというふうに思います。

今、町ではその方向が検討され、動いているように見えますけれども、美里町のそういう活動に対する認識といいですか、他の自治体よりも何か財政的なものなのか、考えがもう少しなのか、もっと充実した方策で進めるならばさらに明るい地域づくりにできるのかなと、こう思います。

このところの図で説明のところ省かれてありましたけれども、中身から言うと、今の包括というものはかなり奥深いものを行うものだと思います。その方法、それに対する支援体制、充実した資格を持った者がこの中に入っていて、端から端まで福祉をサポートしてくれることになろうかと思しますので、今進んでいるもの、あるいは翌年度なり何なりでさらにやっぱり知識も必要なんだということになった場合、いや、なるでしょうから、そのときにさらに充実するものも包括支援体制の中に入ってもいいのかなと、こう思いました。よろしくをお願いします。

榎ぎょうせい(松永) 私の方からお答えというのでもいいのかどうかとは思いますが、ここに掲載させていただいたものをちょっと参考までにご紹介させていただくと、先月、厚労省で今、地域力強化検討会の中で進められているということで、12月に中間

報告が出ております。

それで、現在進んでいるものというのは、高齢者等に関します地域包括ケアというのが確かに進んでいるところですが、これに加えて、現在生活困窮となっている方々に関しては、それに準じた包括支援体制が法によって取り組みが進められているとか、障害のある方に関しては、相談支援事業所並びに自立支援協議会等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築をしていく方向で進められています。

加えて、子ども・子育て支援に関しましても、こういった包括支援体制をこれからつくっていくことが法制として示されていることもありますので、今後は対象ごとだけではなく、それに加えていくさまざまな方々に対して、いわゆる制度のはざまの方も含めて、今ある課題も含めて包括的に進めていきたいというところで、国の中間報告の中では全世代・全対象型地域包括支援体制という言葉を使っていますけれども、こういった形の構築に向けて進められているところです。

したがって、いわゆる対象ごとのサービスだけではなくて、今回こういう地域福祉計画を策定するに当たって、こういった全般的な流れも含めて、この取り組みの中でももちろん地域の方の協力が多分に必要になってくる部分でもございますけれども、相談支援等も含めて、課題解決を強化していくための体制を本計画の推進とあわせて順次構築していく必要があるということも踏まえながら、このことも協議しながら、この内容を掲載させていただいたところでございますので、今後こちらに関しては、方向性がまだ中間的な報告というところもありますけれども、順次進んでいくものと考えているところでございます。

黒沼会長 どうぞ。

小西委員 ふだん考えていることの提案なんですけれども、この冊子の9ページでも増えています、高齢者夫婦。2015年で976世帯、おそらく今年中には1,000世帯を超えると思うんですが、それだけ認知症だけではなくて健康あるいは老いを維持するのに、大変な夫婦も高齢者も増えるだろうし、高齢者以外でも病気やけがになる人というのはいつの時代でも多いわけです。その人たちは、入院が必要な場合でも、いろんな事情から入院ができないという人も決して少なくはないわけです。

そういう場合に、在宅医療は町が直接やれることではないと思いますけれども、在宅看護に関しては、既に美里町の駅東にもありますよね、訪問看護ステーション。涌谷町の場合は、町立涌谷国保病院の中に訪問看護があるんです。それを行政の方から医師会に働きかけてはもらえないんでしょうか。将来を見据えて、在宅看護だけでなく在宅医療も考えてみてもらえませんか。

例えば、仙台市なんかはすごく拠点多くて、実際に活発に活動しているのは全員ではないんだそうですけれども、すごく数が多いんです。頻繁に活動しているのもあると聞いています。そういうことを考えれば、我々住民一人一人がそういうことをお医者さんに言っても全然相手にされないけれども、やっぱり健康福祉課とか町として、医師会に対して将来に向けて考えてもらえませんか。あるいは、訪問看護ステーションともっと積極的に連携してもらえませんかという、そういう願いをすれば、今すぐは実現しなくても、やはり考えてもらえるんじゃないかなというふうに思うんですが。

お医者さんの数は先進国でまだ少ないんだそうですけれども、毎年着実に増えていて、今では、大都市では既にお医者さんの数は過剰ぎみになっているというふうに言われています。宮城県では、東北で珍しく医学部が2つになったわけです。そうすると、これは希望的観測ですけれども、宮城県のお医者さんはそんなに足りなくはないというふうな時代が近い将来来るといふふうに断言できないわけでもないと思うんです。医学部が2つあるという県はほかにありませんから、東北では。

そういうことも考えて、医師会や訪問看護ステーションに積極的に行政として働きかけていただくとありがたいなと思うんですが、いかがでしょうか。

榎ぎょうせい(松永) 私から、制度としての話だけ申し上げておきます。

町の方ではこれから、来年度おそらく介護保険事業計画を策定すると思います。一応先般、第6期の介護保険事業計画をつくる際に、いわゆる平成、もう平成がなくなってしまうかもしれないですけれども、37年ということで、団塊の世代が後期高齢を迎える時期、これを踏まえて、地域包括支援体制というのが在宅医療を前提、いわゆる地域で暮らしていく中で進めていくという方向性で今話が進んでいるところです。

いわゆる37年に向けて今取り組んでいるところなので、庁内でどういう方向性がつかまれているかというところで、今後また新たな議論が展開される部分でもあるので、現段階の計画の中では方向性のみ示されているところで、それが具体化しているかどうかというところの審議、今言及することはちょっと控えさせていただきたいというふうに思うんですけれども、そういった方向性もありますので、今後は、背景としては、いわゆる入所施設等も入らざるを得ない状況をつくるということではなくて、在宅で、地域の中でみとっていただいたり、いわゆる支援を受けていながら、在宅で医療を含め、住みなれた地域で暮らしていることを前提にしています。

その中で、特に対象ごとの計画の中でいけば、もうほぼ進んでいる形になるかと思うんですけれども、いわゆるこれから地域のそういう支援している団体の方であるとか、そういった方との協力を得ながら、生活関係の支援をしていくよう体制が構築されていくのではないかと考えられますけれども、その中に医療というものも関係機関の中に入ってくるかというふうに考えてございます。

小西委員 遠い将来に向けて、目標としては入っているということですね。

榎ぎょうせい(松永) ただし、地域によって、確かに現状としての課題として、医師会のあり方であるとか拠点病院がないとか、そういった形で進路はさまざまであると思うんです。いわゆる病院があるということに関しては、在宅医療連携室をはじめ、設置される流れは随分と近年増えてきているかと思えます。そういった中で支援体制を構築していったり、あるいは市町村で、町立等で医療機関をお持ちの自治体に関しては、持ち合えるそういったところでの連携体制を構築し始めているケースもあると思います。

ただし、一方では、やはり医師の方の不在であるとか少ないという環境の中で、進捗に関しては地域によってさまざまな取り組みも現状ではあるというところですので、庁内においての進捗状況というのも今後踏まえていながら、ただし、方向性としてはそういう流れがあるということだけ報告をさせていただければと思います。

小西委員 厚労省の方針が在宅医療に力を入れるような方針ですよ。

(株)ぎょうせい(松永) 将来に向けてはそのような方向性ではありません。

小西委員 わかりました。

黒沼会長 そのほか何かありますでしょうか。

どうぞ。

西城委員 先ほど、私、岩瀬委員さんと同じなんですけれども、まず、そういう意味でアンケートの結果のほうに戻っていくんですけれども、アンケートの結果を見たところ、やっぱりこの地域福祉というのは、ふだんは困らないんだからそのままがいいんですけれども、いざ困ったときにどうしてほしいかということで必要になってくるんじゃないかなと思うんです。

アンケートの結果を見ると、手助けしてほしいということがやっぱり見守りと災害のときのお手伝いです。だから、それ、手助けできるのも手助けした、できることも、見守りと災害時のところというふうにと考えると、やはりそれは地域でのふだんのさりげないコミュニケーションづくりが必要になってくると思うんです。

だから、そういうのが、私が考えたのは、やっぱりそれが一番優先じゃないのかなと思うんです。やっぱりふだんのおつき合い、深いつき合いじゃなくても、ああ、あのうちにはこういう人がいて、ここに体の不自由な人がいるんだなというのが常に頭に入っていて、あの人の姿、最近見えないな、どうしているんだろうな、元気なんだろうかなというところで、それが地域福祉だと思うんです。災害のときにも、やっぱり友達とか何かというのは遠くまでなかなか行けない。じゃ、地域で何かあったら、防災計画なんかも立てているので、一応そういう役割なんかもつくってはいるんですけれども。

だから、やっぱり地域のさりげないつながりが私は第一優先じゃないかなと思うんです。その上で、いろんなボランティアさんとか何か出てくると思うんですけれども、やっぱりふだんのおつき合いというのが大事でないかなと思っています。

あとは、困ったときに情報をどこで手に入れたいか、または手に入れているかというあたりを見ると、やはり広報紙、それから若い世代はホームページが多かったです。だからそういうところで、そこは町なり社協さんとかの役割だと思うんですけれども、こういう困ったときにどこに相談したらいいんだろうとかというのを、詳しいことはいいので、万が一どこへ行けば、ああ、これは解決できるな、教えてもらえるなというのが町民にすれば、わかれば、それでもう安心だと思うんです。

だから、どこかのページ、最後の方に、ボランティアさんに高度な専門的な研修、どうのこうのとありますけれども、私はそんなの必要ないと思うんです。高度な専門的な知識はもう専門家に任せておけばいいし、また、ふだん、こういうときは社協に行けばいいんだよ、こういうときはあそこに行けばいいんだよという、そういう流れを住民の方に周知しておくのが大事でないかなというふうに思いました。

あとは、人の心理として、困ったときに相談できるというのは、家族、同居していないけれども、別居している家族、あとは友人とか知人なんです、友人とかが多いので。残念なのが民生委員さんとか何ですけれども、そういうところで、やっぱり一般、町民の方々に深い知識は要らない。あればあったにこしたことはないんだけど、そういう一般的な、さっきも言ったように、こういう困ったときはここへ行けばいいと

いう最低のところを町民の方々に知ってもらうように、やはりそれは町なり社協さんなりに研修とかでレベルアップするようなのが必要でないのかなと思いました。

あと、ごめんなさい、いっぱい言いたいことがあります。いろいろな福祉サービスにかからないはざまの方々というのは今初めて出てきたわけではないけれども、ずっと前からそれはあるんですけれども、申しわけないですけれども、そういうはざまの方々、地域の人たちは知っているんです。知っていて、町なりに話をするんだけど、これは法的にまだなっていませんからと蹴るのが町なんです、私の体験から。あと、ほかの地域の方々からも聞いたのでも、町のほうにこう言ったんだけどさっぱり返事も来ないし、あとは話もしてくれない。実際にやっぱりもう2万人も町民がいるんですから、同じケースというのはいないです、それぞれ違って。だから、やっぱりそういうところ、サービスも受けられなかったというのは多分そういうこともあったと思います。

だから、そういうところ、柔軟性を持ってやっていくのがやっぱり公的な機関だと思います。だから、そういうところをなくしていくのが地域福祉でないのかなというふうに私は思いますので、そのあたり、計画の中に、最後のほうじゃなくて、やっぱり困ったところにすぐ手を差し伸べるのが私は地域福祉だと思うんです。だから、そういうふうに考えてくると、多分この順序が狂ってはくるとは思うんですけれども、でも、計画の中に盛り込まれていけばいいんですけれども、ただ、やっぱりさっきも言いましたけれども、太い幹を何にするかによってかなり枝ぶりが違ってくると思うので、その辺り考えていただきたいと思います。

黒沼会長 それでは、皆さんから自分がどう思い、自分なりの考えを言っていたきました。この後、一応この委員会、今日終わりました、この後のことを事務局、ちょっとお話ししていただければありがたいんですが。

事務局（渡辺） 第1回目の会合の際に、策定までのスケジュールをお話ししたところですが、あらためて申し上げます。本日の策定委員会が第3回目です。本日の会議でもって、もちろんまだ決定ではないんですけれども、パブリックコメントの実施ということも前にお話ししたとおりでございます。できましたら、本日、この資料の内容に、本日いただきましたご意見等を反映させた上でご承認いただきまして、パブリックコメントを、実施させていただければと思います。期間が30日、約1カ月となっております。その結果につきまして、3月の中旬か下旬、本当に年度末のぎりぎりになると思うんですが、第4回目の最終の委員会を開催することを考えております。ですので、次回はパブリックコメントの結果のご報告と、計画の最終案としてご承認をいただきたいというのがこれからの流れでございます。

スケジュール的なところは以上でございます。

黒沼会長 一応スケジュール的なものはそうなっているようであります。

それでは、協議を終了したいと思います。

その他、何か意見ございませんでしょうか。

小西委員 意見ではないんですけれども、私、このまとめた資料、素晴らしいと思うんです。これ、できれば興味、関心のある人が希望すれば手に入れるというわけにはいかないんですか。

事務局（渡辺） 最終的には3月の中旬か下旬に、策定委員会としての最終案をご承認
いただく予定ではありますが、いずれ住民の方に周知するというようなこと
も記載させていただきますのでお知らせしたいと思っております。今、ホームページとい
うのもありますし、ダウンロードすればどなたでも見ることができます。ただ、ちょ
っとボリュームがありますので、その辺の細かいところにつきましては、今後考えて
いきたいと思っております。

黒沼会長 それでは、こちら辺で閉会とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、これにて閉会とさせていただきます。

本日はどうもご苦労さまでした。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

平成 年 月 日

会議録署名人 _____

会議録署名人 _____